

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第32号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正
する規則

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項ただし書中「時間をいう。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第14条第1項中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 出産する予定の女性会計年度任用職員が申し出た場合及び女性会計年度任用職員が出産した場合 出産予定日前7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間
- (6) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。次項第5号、第6号及び第8号において同じ。)につき5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(町長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

第14条第1項に次の2号を加える。

- (12) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期

間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に3を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

- (13) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子及び条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

第14条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同項第7号中「6月以上の任期が定められている者」を「1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの」に改め、「(4月1日から翌年の3月31日までをいう。次号及び第11号において同じ。)」を削り、「勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間」を「勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(その療養

する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「日常生活を営むのに支障のある者(常勤の職員の例により任命権者が定める者に限る。以下)」を「条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者(以下この号において)」に、「6月以上の任期が定められている者」を「1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの」に、「勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間」を「勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号中「に限る」を「又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る」に、「第6号」を「第4号」に改め、同号を同項第8号とし、同条第3項中「前項第8号及び第9号」を「第1項第6号、同項第12号及び第13号並びに前項第5号及び第6号」に改め、「又は1時間」の次に「(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)」を加える。

第15条第1項及び第16条第1項中「されている会計年度任用職員」を「されている者」に、「定められている会計年度任用職員」を「定められている者」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。